

社会福祉法人ひじり会

指定訪問入浴介護事業、指定介護予防訪問入浴介護事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人ひじり会が設置する 訪問入浴介護さくら（以下「事業所」という。）において実施する指定訪問入浴介護〔指定介護予防訪問入浴介護〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問入浴介護〔指定介護予防訪問入浴介護〕の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態（介護予防においては要支援状態）の利用者の立場に立った適切な指定訪問入浴介護〔指定介護予防訪問入浴〕の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定訪問入浴介護〔指定介護予防訪問入浴介護〕においては、要介護状態・要支援状態等となった場合において、その利用者が可能な限り、その居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって利用者の心身機能の維持・向上を図るものとする。
- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
 - 3 指定訪問入浴介護及び指定介護予防訪問入浴介護の事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村等保険者（以下「保険者」という。）居室介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
 - 4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 5 指定訪問入浴介護〔指定介護予防訪問入浴介護〕の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
 - 6 指定訪問入浴介護〔介護予防指定入浴介護〕の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居室介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 社会福祉法人ひじり会 訪問入浴介護さくら

介護予防訪問入浴介護さくら

2 所在地 福岡県久留米市田主丸町石垣 1291-6

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 社会福祉法人ひじり会訪問入浴介護事業及び介護予防訪問入浴介護事業(以下「本所」)に勤務する職員職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

1 管理者 1名

管理者は、従事者の管理、本事業の利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を行うとともに従業者にこの規程を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

2 看護職員 1名以上

看護職員は、訪問入浴車により利用者の居宅を訪問して、入浴サービスを提供する。

3 介護職員 2名以上

介護職員は、訪問入浴車により利用者の居宅を訪問して、入浴サービスを提供する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1 営業日 月曜日から土曜日までとする。但し、1月1日から3日までを除く。

2 営業時間 午前9時から午後5時30分までとする。

(指定訪問入浴介護〔指定介護予防訪問入浴介護〕の内容)

第6条 事業所で行う指定訪問入浴介護〔指定介護予防訪問入浴介護〕は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて行う。

2 指定訪問入浴介護〔指定介護予防訪問入浴介護〕の提供に当たっては、サービスの提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービスの提供ごとに消毒したものを使用することとする。

(訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護の利用料等)

第7条 指定訪問入浴介護及び指定介護予防訪問入浴介護の内容は次のとおりとし、指定訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示で定める額によるものとし、当該指定訪問入浴介護及び指定介護予防訪問入浴介護が法定代理受領サービスであるときは、当該利用者の負担割合証に記載され

た負担割合によるものとする。

- 2 通常の実施地域を越える場合の交通費や利用者の提供される特別な浴槽水等に係る費用は必要相当額を設定し、実費負担とする。
- 3 前項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 4 指定訪問入浴介護〔指定介護予防訪問入浴介護〕の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。
- 5 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護〔指定介護予防訪問入浴介護〕に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定訪問入浴介護〔指定介護予防訪問入浴介護〕の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

（通常の事業の実施地域）

第8条 指定訪問入浴介護及び指定介護予防訪問入浴介護を行う実施地域は次のとおりとする。

久留米市、うきは市、朝倉市（旧甘木市、旧朝倉郡）、三井郡大刀洗町

（衛生管理等）

- 第9条 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、指定訪問入浴介護〔指定介護予防訪問入浴介護〕に用いる浴槽その他の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - （1） 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - （2） 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - （3） 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第10条 利用者は、指定訪問入浴介護〔指定介護予防訪問入浴介護〕の提供を受ける際に、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるように留意する。

(緊急時等における対応方法)

- 第11条 訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護に当たる職員は現に指定訪問入浴介護及び指定介護予防訪問入浴介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他、必要な場合、速やかに主治の医師への連絡、又協力医療機関に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、利用者に対する指定訪問入浴介護〔指定介護予防訪問入浴介護〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業所は前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。
- 4 事業所は、利用者に対する指定訪問入浴介護〔指定介護予防訪問入浴介護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

- 第12条 事業所は、指定訪問入浴介護〔指定介護予防訪問入浴介護〕の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定訪問入浴介護〔指定介護予防訪問入浴介護〕に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からも質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定訪問入浴介護〔指定介護予防訪問入浴介護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

- 第13条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、

従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(虐待の防止に関する事項)

第14条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第15条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問入浴介護〔指定介護予防訪問入浴介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(掲示)

第17条 施設は、当該施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。また、ウェブサイト(法人のホームページ等、または、情報公表シス

テム上を活用)にも掲載する。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 事業所は、従業員の資質向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証し、常に最適なものとなるよう努める。

(1) 新入職員研修 入職時

(2) 継続研修 1回以上

2 この規程に定める事項のほか、本事業の運営に関する重要事項は本会が別に定める。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

平成13年4月1日より一部改正する。

平成14年3月1日より一部改正する。

平成16年7月1日より一部改正する。

平成16年12月1日より一部改正する。

平成17年3月1日より一部改正する。

平成18年4月1日より一部改正する。

平成30年4月1日より一部改正する。

令和 3年4月1日より一部改正する。

令和 6年9月1日より一部改正する。